

2020年3月25日

各 位

上場会社名 株式会社 ぽど  
代表者 代表取締役社長 小澤 康二  
(コード番号 4833)  
問合せ先責任者 取締役管理統括本部長 小泉 一郎  
(TEL 03-5216-9180)

**第三者割当による第1回新株予約権  
(行使価額修正条項及び行使停止条項付)の発行に関するお知らせ**

当社は、2020年3月25日付の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2020年4月10日
(2) 発行新株予約権数	50,000個
(3) 発行価額	総額8,500,000円
(4) 当該発行による 潜在株式数	5,000,000株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は138円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は5,000,000株です。
(5) 調達資金の額	1,378,500,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額 の修正条件	当初行使価額 275円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額に修正されます。 但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	株式会社SBI証券

(9) 権利行使期間	2020年4月13日～2022年4月12日
(10) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本新株予約権割当契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権割当契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要（本スキームの商品性）」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回</li> <li>・割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求</li> </ul> <p>また、本新株予約権割当契約の規定により、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、1987年8月に株式会社荏原製作所、凸版印刷株式会社等の出資により、横浜市中区に設立されました。その後、1992年6月にはMBO（マネジメントバイアウト）により株式会社荏原製作所より独立、2001年3月には、大阪証券取引所ナスダックジャパン市場（現・東京証券取引所「JASDAQ（グロース）」市場）に上場及び株式公開をいたしました。

当社は設立以来、情報サービス業、主として地域密着型無料宅配情報誌「ぼど」の編集・発行事業を営んでまいりました。Personal ADvertising（個人広告）の頭文字をとって名づけられた「ぼど」は、「譲ります」「買います」等誰でも気軽に安価に情報を発信でき、受信者は無料で情報を受け取れる双方向メディアとして誕生して以降、個人広告のみならず販売促進広告、求人広告及びイベント情報等多様な顧客ニーズに応えてまいりました。

当社グループの属するフリーペーパー・フリーマガジンの広告市場は、2018年の市場規模が2,021億円（前々年比△10.9%、前年比△5.4%）となる等、全体に縮小傾向（出所：2019年2月28日、株式会社電通「2018年媒体別広告費」）にあります。その縮小分を補うため、2017年3月31日に前支配株主であるRIZAPグループ株式会社が当社の支配株主となって以降、地域情報を紙だけでなくWeb・アプリ等様々な媒体で提供していくこと（好調な求人広告分野をさらに強化するためぼどに掲載される求人情報・ぼどが持つ派遣先情報を集約したポータルサイト「ぼどJOB」のオープン、既存フリーペーパーの公式サイトオープン、美容関連Webサイトのオープン、ぼど掲載クーポンをスマートニュースに配信する取り組み等）、スタンプ機能・くじ機能・プッシュ通知機能を持ったスマホアプリ「ぼどにゃんこCHECK」への投資、読者・サイト会員情報の集約とマーケティング支援事業展開・地方創生事業の提案領域拡大等、既存事業のデジタル化・会員化の促進等の事業構造改革を実施してまいりました。しかしながら、デジタル知識を保有した営業人員及び十分なデジタルスキルを保有した開発者が依然として少ないことで未だ計画通りの結果が出せておらず、加えて中間層の営業人員の離脱もあり、1日あたりの商談数が減少し、営業人員あたりの成約単価が減少する等、狙うべき顧客の選定や本来質を高めるべき商談内容のコントロールもままならず、基幹事業であるフリーペーパー事業において薄利多売の状態が続いています。さらに、拠点やエリアの再編、中央集権型による営業、制作、編集、流通間

が一気通貫しておらず、そのやり取りだけのための人材採用、業務の切り分け、交通整理のための管理コストの増加等、組織のコミュニケーションコストが肥大化した影響も加え、当社の売上高は市場規模の縮小のペースを上回るペースで減少しています（2019年3月期の株式会社リビングプロシードを除外した連結の売上高は、前年比△9.7%）。

また、当社の2018年11月13日付プレスリリース「特別損失の計上及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」に記載の通り、2018年6月度からの医療法の改正に伴う美容医療サービスの広告規制へ対応するため、投下する営業人員計画及び収益計画の精査が不十分な状態で、当社の営業分野及び営業人員の能力を超えた美容医療サービス関連のWebサイト開発のテーマ、地域及びサイト数を設定してしまった結果、一部の美容関連Webサイトの閉鎖又は休止によって、2019年3月期第2四半期に237百万円の減損損失（特別損失）及び美容関連Webサイトの運営に関連して今後発生する保守運用費37百万円を事業整理損失引当金繰入額として計上することとなりました。

当社グループは、市場規模の縮小や原材料費高騰等を背景とした原価削減（粗利率改善）及び販管費削減にも積極的に取り組んでまいりましたが、2019年3月期の経常損失は172百万円を計上、2020年3月期においては業績予想を2度下方修正し、第3四半期に310百万円の経常損失及び321百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しております。

また、当社グループは5期連続して営業キャッシュ・フローがマイナスとなっており、2019年3月期において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したため、第32期の有価証券報告書及び第33期の四半期報告書において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している旨の記載を行っております。

事業そのものの収益力を改善及び強化する必要があるこのような当社グループの経営環境下で、今後、より購読者ニーズを的確にとらえるためには、現状の市場規模の縮小や原材料費の高騰等を背景とした原価削減（粗利率改善）及び販管費削減等を実施し、旧支配株主であるRIZAPグループ株式会社のもとで実施していた施策の一部を引き続き遂行するだけでなく、インターネット利用率（個人）が79.8%となり、各端末別のインターネット利用率のうちスマートフォンが59.5%（出所：総務省 令和元年版「情報通信白書」）を占めているという状況を踏まえつつ、広告主である地域の企業と人、街をつなぐという当社グループの原点に回帰し、地域密着型のフリーペーパー事業を展開しております当社グループにしかできない購読者との結びつきを強化する事業を展開する必要があると当社は判断するにいたしました。

その判断のもと、既存事業であるフリーペーパー事業をプラットフォーム化（ばどに掲載するオリジナルの記事や顧客の広告等のコンテンツをインターネット上のウェブサイトに掲載する機能や広告主である顧客が予約管理やポストレジその他顧客及び販促に掛かる情報管理機能等を有したシステムを利用できるサービスのこと、以下「プラットフォーム」といいます。）し、オフラインとオンラインを掛け合わせた、地域の企業と人、街をつなぐ新たな事業を一刻も早く創出する必要があると認識しております。

また、セールス組織の改革も必要と判断しております。具体的には、①プラットフォームへの集客や営業活動がしやすくなるよう、提供資料のクオリティアップや広告出稿等により新たな顧客の開拓等を実施するマーケティングチーム、②電話や電子メール等の手段を活用し顧客先へ訪問せずに顧客との商談を獲得する非訪問型営業（以下「インサイドセールス」といいます。）チーム、③実際に顧客先まで訪問し顧客を獲得する訪問型営業（以下「フロントセールス」といいます。）チーム、④顧客満足度を高めるため、提供しているサービスやシステムをその顧客が使いこなせるように導入支援やサポートを行い、顧客満足度を向上させ解約防止等を目指すカスタマーサクセス（以下「カスタマーサクセス」といいます。）チームを内部に構築する予定です。これにより、アプローチすべきエリア、業界等を適切に選定し、インサイドセールスが顧客の開拓を専門に行うことで顧客開拓の数と質を高め、それによりフロントセールスは顧客に寄り添える時間を最大化でき、カスタマーサクセスチームにより顧客満足度を向上させ解約率の低下を抑えることが可能と

判断しております。

さらに、当社の2020年3月13日付プレスリリース「構造改革の実施に関するお知らせ」に記載の通り、営業エリアごとに最適な営業人員を配置させる再編を行い、エリアの絞込みだけではなく、関内、湘南、城南、城東、立川、町田等の営業・制作拠点を統廃合することにより、営業活動を集中化させ、1人あたりの管理コストの効率化（営業管理、配布管理システムや会計システム等を刷新し月に掛かる費用を減少させることや拠点が分散することによるコミュニケーションコストを削減すること、オフィスの座席数に余裕のある拠点への吸収、又は新たなオフィスを賃貸すること等も含みます。）により、組織内の連携強化も実施いたします。また、現在麹町に所在する本社機能は、旧支配株主グループとの間の転貸借契約に基づくものであり、情報管理等の観点から、早々に移転を行う予定です。統廃合の過程において異動等の要因により、現在の従業員数の自然減が発生する可能性があります。

なお、現時点において、今後の成長に向けた投融資の具体的な内容及び金額について決定したものはありません。また、外部環境の変化等によりM&A等が実施されない場合、又は投融資資金に未充当額が生じた場合には、2022年3月末までを目処に、既存事業であるフリーペーパー事業のコンテンツ強化による集客力の向上等、既存事業の更なる成長・拡大を自力で行っていくための事業規模の拡大に伴う資金に充当いたします。また、その際には適時に開示いたします。

この考えに至るまでには、当社の普通株式に対する公開買付けにより2019年12月11日に当社の新たな支配株主となりました畑野幸治（現：当社取締役会長、以下「畑野」といいます。）が当社の経営に参画したことが大きく影響しております。畑野は、過去経営者（株式会社BuySell Technologies（東京都新宿区四谷4-28-8代表取締役 岩田匡平）や株式会社FUNDBOOK（東京都港区虎ノ門1-23-1代表取締役 畑野幸治）等の経営）として、従来属人的な営業活動を組織的に開拓できるようセールス組織の業務を細かく整理、再設計することで分業・共業体制を構築し、どのように新たな顧客を開拓すべきか、顧客にどのような提案をすべきか、既存顧客にどのようなフォローをすべきか、またサポートする人員をどのように管理し、営業活動の何をフォローすべきか、さらに営業に関わる人員が顧客価値の最大化に集中できる営業環境を整え、商談そのものの数はもちろんのこと、商談や提案内容の質の向上等の体制構築を行ってきた実績を有しています。また、畑野は、M&Aの豊富な経験（M&A事業を営む企業の経営含む）を有しており、これらの会社経営で培ったノウハウ（テクニカルな専門領域やどのようにすれば事業や企業のシナジーを最大化できるのか、またそれらを適切にマネジメントするために必要な業務プロセスはなにか等）も有しております。

これらの背景のもと、当社グループにおいてプラットフォーム化やセールス組織等の見直しを行うことにより、短期間のうちに企業価値向上と企業経営の安定化を図ることが可能との考えに至りました。

なお、前支配株主であるRIZAPグループ株式会社のもとでの事業構造改革において実施してまいりました既存事業のデジタル化・会員化の促進の位置づけは、デジタル知識を保有した営業人員及び十分なデジタルスキルを保有した開発者が依然として少ないことで未だ計画通りの結果が出せておらず、加えて中間層の営業人員の離脱もあり、1日あたりの商談数が減少し、営業人員あたりの成約単価が減少する等、狙うべき顧客の選定や本来質を高めるべき商談内容のコントロールもままならず、本来注力すべき基幹事業であるフリーペーパー事業への影響が大きいと見られ、継続可否を含め検討いたします。業績への影響につきましては、現在精査中であり、開示すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

また、当社は、2017年3月31日を払込期日として行いました第三者割当増資に係る資金用途を変更しております。当該変更につきましては、当社の2020年3月10日付プレスリリース「第三者割当増資に係る資金用途変更に関するお知らせ」をご覧ください。

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

本スキームにおいて発行される本新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合に、行使価額も同様に上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使価額も同様に下方に修正されることにより、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。また、本新株予約権については、下記「(本スキームの商品性) ② 本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回」に記載の通り、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、当社が割当予定先に対して本新株予約権を行使することができない期間を指定することができるため、当社の資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能となっております。さらに、交付される株式数が一定であること、本新株予約権行使時の行使価額は行使請求がなされた日の直前取引日における終値の92%に相当する金額に修正される設計となっていること、下限行使価額が発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額に設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に配慮することができるものとなっております。

これらの点を勘案し、上記のとおり本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。

(本スキームの商品性)

#### ① 本スキームの特徴

<行使価額の修正条項>

本新株予約権の行使価額は、当初275円ですが、上記「1. 募集の概要(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に定める各修正日以降、当該修正日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使価額も同様に上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、その後株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を一定以上上回っている限り、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できます。

<下限行使価額の水準>

本新株予約権の下限行使価額は138円(発行決議日前取引日の終値の50%の水準)であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。すなわち、下限行使価額は既存株主に配慮し、直近の株価水準を大きく下回る水準での資金調達は控えつつも可能な限り早期の資金調達を促進する狙いから、発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額としております。

#### ② 本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回

当社は割当予定先との間で、有価証券届出書による届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権割当契約を締結する予定です。当社は、本新株予約権割当契約に基づき、その裁量により、本新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定(以下「停止指定」という。)することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使

停止期間の通知を行います。

また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、停止指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って2取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

当社が停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取り消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

### ③ 本新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、割当予定先は、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）（当日を含む。）前までに、当社に通知を行うことにより、本新株予約権1個当たりの払込金額にて本新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から15取引日目の日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）において、残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

### ④ 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。また、当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」といいます。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

### ⑤ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の停止指定及びその撤回を行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。なお、本新株予約権の譲渡を承認する場合は、譲渡先が反社会的勢力と関わりが無いことを確認したうえで取締役会で決議することとし、決議したときには適時に開示いたします。

※ 上記②、③及び⑤については、本新株予約権割当契約中で定められる予定です。

(本スキームのメリット)

① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的である当社普通株式数は 5,000,000 株で固定されており、最大交付株式数が限定されております(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります)。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、本新株予約権の下限行使価額を当初 138 円(発行決議日前取引日の終値の 50%の水準)(但し、本新株予約権の下限行使価額については本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されるものとします。)に設定することにより、経済的な意味における希薄化についても一定限度を超えて発生しない設計となっております。

② 株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の終値を基準として修正される仕組みとなっており、上方修正も予定されていること、また、下記「7. 割当予定先の選定理由等(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。

また、当社が停止指定を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

③ 将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

本新株予約権には上限行使価額が設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します。また、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、停止指定を行うか、又は取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化が抑制することも可能な設計となっております。

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、残存する本新株予約権の全部又は一部を、いつでも本新株予約権 1 個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

⑤ その他

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に

関与する意図を有しておりません。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はありません。

(本スキームのデメリット)

- ① 本新株予約権の下限行使価額は138円(発行決議日前取引日の終値の50%の水準)(但し、本新株予約権の下限行使価額については本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されるものとします。)に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。
- ② 本新株予約権の行使価額は下方にも修正されるため、発行後の株価水準によっては、本新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。
- ③ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ② 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」という。)は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB(いわゆる「MSCB」)では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化の程度が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ③ 第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。
- ④ 現在当社は借入による資金調達を行っており、今後とも継続する予定ですが、この予定を超えてさらなる借入による資金調達を行うことは、財務健全性に想定以上の悪影響を与えることとなります。
- ⑤ いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オフリングについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	1,383,500,000円
本新株予約権の払込金額の総額	8,500,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,375,000,000円
② 発行諸費用の概算額	5,000,000円
③ 差引手取概算額	1,378,500,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（8,500,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（1,375,000,000円）を合算した金額であります。

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計1,378,500,000円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。なお、下記①～④までの使途のうち、④よりも①～③への充当を優先的に行い、①～③の中では支出時期の早いものから充当する予定です。また、①～③に充当予定の資金が調達できなかった場合には、別の手段で調達することとし、その方法につきましては決定次第適時に開示いたします。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
① フリーペーパー事業の推進のための組織再編及び採用に関する費用	151,000	2020年10月～ 2022年3月
② 本社機能移転及び支局の統廃合に関する投資及び費用	99,000	2020年6月～ 2022年3月
③ システム刷新に関する投資及び費用	100,000	2020年4月～ 2022年3月
④ M&A及び資本・業務提携に係る投資及び費用	1,028,500	2021年1月～ 2022年3月
合計	1,378,500	-

資金使途の詳細は以下のとおりです。

- ① フリーペーパー事業の推進のための組織再編及び採用に関する費用  
プラットフォームを開発するエンジニアやプロジェクトマネージャー、プラットフォームへの集客や新たな顧客の

開拓等を実施するマーケティング人員、電話や電子メール等の手段を活用し顧客先へ訪問せず顧客との商談を獲得する非訪問型営業であるインサイドセールス人員、実際に顧客先まで訪問し顧客を獲得する訪問型営業であるフロントセールス人員、顧客満足度を高めるため、提供しているサービスやシステムをその顧客が使いこなせるように導入支援やサポートを行い、顧客満足度を向上させ解約防止等を目指すカスタマーサクセス人員を採用する予定です。これにより、アプローチすべきエリア、業界等を適切に選定し、インサイドセールスが顧客の開拓を専門に行うことで顧客開拓の数と質を高め、それによりフロントセールスは顧客に寄り添える時間を最大化でき、カスタマーサクセスチームにより顧客満足度を向上させ解約率の低下を抑えることが可能と判断しております。

当該施策のための費用として、2020年10月から2022年3月までの間に151,000千円の支出を予定しております。

#### ② 本社機能移転及び支局の統廃合に関する投資及び費用

営業エリアごとに最適な営業人員を配置させる再編を行い、エリアの絞込みだけでなく、関内、湘南、城南、城東、立川、町田等の営業・制作拠点を統廃合することにより、営業活動を集中化させ、1人あたりの管理コストの効率化（営業管理、配布管理システムや会計システム等を刷新し月々に掛かる費用を減少させることや拠点が分散することによるコミュニケーションコストを削減すること、オフィスの座席数に余裕のある拠点への吸収、又は新たなオフィスを賃貸すること等も含まれます。）により、組織内の連携強化も実施いたします。また、現在麹町に所在する本社機能は、旧支配株主グループとの間の転貸借契約に基づくものであり、情報管理等の観点から、早々に移転を行う予定です。

当該施策のための投資及び費用として、2020年6月から2022年3月までの間に99,000千円の支出を予定しております。

#### ③ システム刷新に関する投資及び費用

フリーペーパー事業の新たなプラットフォームを開発するための一部作業について外注いたします。また、管理コストを効率化し、上場企業としてのコンプライアンスを網羅した、経営分析、業務効率化を兼ね備えた営業管理システム、配布管理システム、会計システム等に刷新し、コスト削減だけではなく1人あたりの管理コストの効率化を実施する予定です。

当該施策のための投資及び費用として、2020年4月から2022年3月までの間に100,000千円の支出を予定しております。

#### ④ M&A及び資本・業務提携に関する投資及び費用

当社グループは、これまで新規事業の立ち上げや開発力強化のためにM&A等を活用することはなく、自力で事業立ち上げを実施してまいりました。しかしながら、予想を超える収益環境の変化においては、事業の拡大及び収益の多角化をこれまで以上に加速させることが企業価値の向上に資するものと考え、そのための手法として、M&A等を含めた投融資資金の活用に取り組むことを決断いたしました。

M&A等の対象としては、当社のフリーペーパー事業の構造的な見直しに伴う新たなメディア事業を創出することができる企業、具体的にはデジタルプラットフォームを開発するエンジニアやデザイナーを有し、この開発したシステムを運用する能力のある企業を想定しております。現時点において、本格的な検討段階にある具体的なM&A・資本業務提携案件は存しないものの、財務健全性の維持は、希少なM&Aや資本業務提携の機会を迅速かつ柔軟な形で結実させるうえで極めて重要な要素であり、そのような機会を逸さないためにも予め一定額の資金を確保しておくことが肝要で

あると考えております。そこで、当社は、創業からこれまでの間に実施又は検討した M&A 及び資本業務提携案件の金額や件数を踏まえて、上記支出予定時期にわたって当社が想定する会社との M&A 及び資本業務提携のために、総額約 1,028,500 千円の投資が必要になるものと判断いたしました。

なお、外部環境の変化等により M&A 等が実施されない場合、又は投融資資金に未充当額が生じた場合には、2022 年 3 月末までを目処に、既存事業であるフリーペーパー事業のコンテンツ強化による集客力の向上等、既存事業の更なる成長・拡大を M&A 等の投融資によらず自力で行っていくための事業規模の拡大に伴う資金に充当いたします。また、その際には適時に開示いたします。

また、今後の M&A 及び資本業務提携については、これらの計画が決定された場合又は変更された場合等、進捗に伴い、適切なタイミングで開示を行ってまいります。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、本資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

## 6. 発行条件等の合理性

### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社ブルータス・コンサルティング、代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しております。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（170円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の払込金額を当該評価額と同額の 170円とし、本新株予約権の行使価額は当初 275円（2020年 3 月 24 日の終値）としました。また、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て 8%としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には

該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は5,000,000株（議決権数50,000個）であり、2019年12月31日現在の当社発行済株式総数20,003,115株及び2019年12月11日現在の議決権数200,020個を分母とする希薄化率は24.996%（議決権ベースの希薄化率は24.998%）に相当します。

なお、①割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ②当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は5,039,576株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は20.16%となる見込みです。

しかしながら、①当社は停止指定を随時、何度でも行うことができるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の5,000,000株を行使期間である約2年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約10,200株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高322,786株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、特に記載した事項を除き、2020年3月25日現在におけるものであります。

(1) 名称	株式会社SBI証券
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村 正人
(4) 事業内容	金融商品取引業
(5) 資本金	48,323百万円（2019年12月31日現在）
(6) 設立年月日	1944年3月30日
(7) 発行済株式数	3,469,559株（2019年12月31日現在）
(8) 決算期	3月31日
(9) 従業員数	793名（2019年3月31日時点）
(10) 主要取引先	投資家及び発行体
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行

(12)	大株主及び持株比率	SBI ファイナンシャルサービス株式会社 100% ※上記は SBI ホールディングス株式会社の 100%子会社です。		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	割当予定先は、2019年12月11日現在、当社の普通株式を39,576株保有しております。 当社は割当予定先の株式を保有しておりません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万円。特記しているものを除く。)		
決算期		2017年3月期 (連結)	2018年3月期 (連結)	2019年3月期 (連結)
連結純資産		192,465	214,568	191,200
連結総資産		2,559,387	3,031,600	3,241,293
1株当たり連結純資産(円)		55,097.44	61,308.64	54,403.71
連結営業収益		90,464	116,716	122,537
連結営業利益		37,972	53,570	55,349
連結経常利益		37,973	53,798	55,404
親会社株主に帰属する当期純利益		27,798	36,812	37,865
1株当たり当期純利益(円)		8,022.86	10,610.26	10,913.73
1株当たり配当金(円)		4,323.32	4,323.32	17,869.71

※ 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であります。また、割当予定先は金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第44号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。また、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2019年6月27日）において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行う等、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先である株式会社SBI証券を含む複数の証券会社に相談し、当該相談の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、上記「4. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり検討いたしました。その結果として、当社は、割当予定先より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、割当予定先が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できることから、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

また、本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権割当契約の締結日からその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を発行する場合、当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、本新株予約権割当契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合、並びに株式分割又は株式無償割当に伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、割当予定先が2019年6月27日付で関東財務局長宛に提出した2019年3月期有価証券報告書における連結貸借対照表及び2020年2月13日付で関東財務局長宛に提出した2020年3月期第3四半期報告書における四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権

の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

#### (5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

#### 8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2019年12月11日現在)		
氏名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
畑野 幸治	14,513,515	72.56
有限会社日本デザイン研究所	1,372,500	6.86
倉橋 泰	844,100	4.22
ぱど社員持株会	154,000	0.77
石川 雅夫	138,000	0.69
倉橋 遼平	122,300	0.61
倉橋 文平	107,200	0.54
倉橋 マリ子	65,700	0.33
倉橋 幸子	49,000	0.24
楽天証券株式会社	48,700	0.24

(注) 1. 募集前の「所有株式数」及び「持株比率」は、2019年12月11日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。

2. 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

3. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

#### 9. 今後の見通し

今回の資金調達による2020年3月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

#### 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

(単位: 千円)

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
売上高	6,997,713	7,198,857	7,997,794
営業利益又は営業損失(△)	△311,302	234,338	△197,269
経常利益又は経常損失(△)	△338,870	236,138	△172,292
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△)	△561,149	192,348	△523,897
1株当たり純資産額(円)	53.56	64.07	84.80
1株当たり配当額(円)	-	-	-
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)(円)	△84.82	10.12	△26.97

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2020年3月25日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	20,003,115株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	0株	0.00%
下限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	-	-

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	20,003,115株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	5,000,000株	24.9961%
下限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	5,000,000株	24.9961%
上限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

#### (4) 最近の株価の状況

##### ① 最近3年間の状況

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
始 値	222円	379円	693円
高 値	507円	1,008円	863円
安 値	182円	309円	151円
終 値	379円	653円	241円

(注) 各株価は、東京証券取引所 JASDAQ (グロース) 市場におけるものであります。

##### ② 最近6か月間の状況

	2019年 10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月
始 値	206円	207円	206円	435円	470円	370円
高 値	222円	215円	635円	695円	513円	394円
安 値	198円	193円	204円	419円	292円	240円
終 値	206円	206円	448円	478円	314円	275円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所 JASDAQ (グロース) 市場におけるものであります。

2. 2020年3月の株価については、2020年3月24日現在で表示しております。

##### ③ 発行決議日前取引日における株価

	2020年3月24日
始 値	240円
高 値	280円
安 値	240円
終 値	275円

#### (5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

払 込 期 日	2017年3月31日
調 達 資 金 の 額 ( 差 引 手 取 概 算 額 )	955,000,110円
発 行 価 額	74円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	5,489,600株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	135,135,415株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	140,625,015株
割 当 先	RIZAPグループ株式会社
発 行 時 に お け る	① Webビジネスの強化 (340百万円)

当 初 の 資 金 使 途	<ul style="list-style-type: none"> <li>② シニア向け新規媒体の開発 (95 百万円)</li> <li>③ 主婦層向け・シニア層向け物販ビジネスへの参入 (210 百万円)</li> <li>④ 「ぱど」の発行エリアの拡大・統廃合 (115 百万円)</li> <li>⑤ ポスティング体制の強化及びポスティング事業の外販開始 (70 百万円)</li> <li>⑥ 企画・営業力の強化 (125 百万円)</li> </ul>
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2017 年 4 月～2019 年 3 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① Web ビジネスの強化 (485 百万円)</li> <li>② シニア向け新規媒体の開発 (26 百万円)</li> <li>③ 主婦層向け・シニア層向け物販ビジネスへの参入 (6 百万円)</li> <li>④ 「ぱど」の発行エリアの拡大・統廃合 (46 百万円)</li> <li>⑤ ポスティング体制の強化及びポスティング事業の外販開始 (40 百万円)</li> <li>⑥ 企画・営業力の強化 (131 百万円)</li> <li>⑦ 印刷費及び配布費用等の仕入代金 (221 百万円)</li> </ul>

(注) 現時点における充当状況につきましては、当社の 2020 年 3 月 10 日付プレスリリース「第三者割当増資に係る資金使途変更に関するお知らせ」のとおり変更しております。

以 上

(別紙)

**株式会社ぱど**  
**第1回新株予約権発行要項**

1. 本新株予約権の名称

株式会社ぱど第1回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

2020年4月10日

3. 割当日

2020年4月10日

4. 払込期日

2020年4月10日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を株式会社 SBI 証券に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 5,000,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (以下に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

50,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 8,500,000 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 170 円)

## 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初275円とする。

## 10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が138円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで

に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項

を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 12. 本新株予約権を行使することができる期間

2020年4月13日から2022年4月12日までとする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2022年4月12日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

#### 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動

及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金170円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2020年3月24日の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

東京証券代行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社横浜銀行 本店営業部

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上